

# 青森県報

号外第三十九号

平成二十五年  
四月一日  
(月曜日)

## 目 次

### 教育委員会

- 青森県教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令…… (職員福利課) …… 一
- 青森県教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令…………… ( 同 ) …… 一
- 青森県教育委員会非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令…………… ( 同 ) …… 二
- 青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令…………… ( 同 ) …… 二
- 青森県立学校の教育課程及び教材の取扱等に関する施行規程の一部を改正する訓令…………… (学校教育課) …… 三

## 教 育 委 員 会

青森県教育委員会訓令甲第四号

青森県教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年四月一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会文書取扱規程(昭和三十六年十二月青森県教育委員会訓令甲第十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一の(3)中青森戸山高等学校の項及び八戸南高等学校の項を削る。

### 附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第五号

庁 内 一 般  
出 先 機 関  
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年四月一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会教育長事務委任規程(昭和四十八年九月青森県教育委員会訓令甲第十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第四号を次のように改める。

四 公有財産の管理に關すること。ただし、行政財産の使用の許可及び普通財産の貸付けについては、次に掲げるものに限る。

- イ 電柱及び電話柱の設置並びに水道管、ガス管等の埋設に係るもの(使用料の減免、無償貸付け又は減額貸付けを伴うもの(当該使用の許可又は貸付けの期間を更新する場合を除く。))を除く。
- ロ 電柱及び電話柱の設置並びに水道管、ガス管等の埋設に係るもの以外のもの(当該使用の許可及び貸付けの期間を更新する場合に限る。)

### 附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第六号

青森県教育委員会非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年四月一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程（昭和四十一年十二月青森県教育委員会訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

第二号様式の記中6を7とし、5を6とし、4を5とし、3を4とし、2の次に3として次のように加える。

3 任用期間の更新に関する事項

- (1) 更新の有無
- (2) 更新の判断基準

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第七号

青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年四月一日

青森県教育委員会

庁 内 一 般  
出 先 機 関  
所 轄 教 育 機 関

庁 内 一 般  
出 先 機 関  
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会専決代決規程（昭和三十七年四月青森県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「及び次長」を「次長及び総務課長」に改める。

別表第三所長専決事項の欄第十三号及び第十四号中「小・中学校」を「小学校及び中学校」に、

次長専決事項

- 一 所属職員の時間外勤務及び休日勤務命令
- 二 単身赴任手当第八条の規定による職員の単身赴任届の確認及び単身赴任手当の月額決定又は改定
- 三 単身赴任手当第十条の規定による事後の確認
- 四 扶養手当第四条第一項の規定による職員の扶養親族届及び扶養手当の月額の認定
- 五 扶養手当第五条の規定による事後の確認
- 六 職員に係る児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の施行に関する次のこと。
  - イ 第七条の規定による児童手当の受給資格及び額の認定
  - ロ 第二十六条第三項の規定による厚生労働省令で定める事項の届出等の受理
- 八 第二十七条第一項の規定による書類の提出の命令及び質問
- 二 第二十八条の規定による資料の提供及び報告の要求
- 七 職員に係る平成二十二年法律第十九号）の施行に関する次のこと。
  - イ 第六条の規定による子ども手当の受給資格及び額の認定
  - ロ 第二十七条第二項の規定による厚生労働省令で定める事項の届出等の受理
- 八 第二十八条第一項の規定による書類の提出の命令及び質問
- 二 第二十九条の規定による資料の提供及び報告の要求
- 八 職員に係る平成二十三年法律第七号）の施行に関する次のこと。
  - イ 第六条の規定による子ども手当の受給資格及び額の認定
  - ロ 第三十一条の規定による厚生労働省令で定める事項の届出等の受理
- 八 第三十二条第一項の規定による書類の提出の命令及び質問

同表中

を

<p>二 第三十三条の規定による資料の提供及び報告の要求</p> <p>九 職員のへき地手当に準ずる手当及び派遣社会教育主事の特地勤務手当に準ずる手当の支給に係る認定</p> <p>十 前渡資金精算書の確認</p> <p>十一 その他定例又は軽易な事項で所長が指示したものに關すること。</p>	<p>次長専決事項</p>	<p>総務課長専決事項</p>	<p>一 所属職員の時間外勤務及び休日勤務命令</p> <p>二 前渡資金精算書の確認</p> <p>三 その他定例又は軽易な事項で所長が指示したものに關すること。</p>	<p>一 単身赴任手当（平成二年三月青森県人事委員会規則七 一五九）第八条の規定による職員（県費負担教職員に限る。以下同じ。）の単身赴任届の確認及び単身赴任手当の月額決定又は改定</p> <p>二 単身赴任手当第十条の規定による事後の確認</p> <p>三 扶養手当（平成六年四月青森県人事委員会規則七 一六六）第四条第一項の規定による職員の扶養親族届及び扶養手当の月額の認定</p> <p>四 扶養手当第五条の規定による事後の確認</p> <p>五 職員に係る児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の施行に關する次のこと。</p> <p>イ 第七条の規定による児童手当の支給資格及び額の認定</p> <p>ロ 第二十六条第三項の規定による厚生労働省令で定める事項の届出等の受理</p> <p>ハ 第二十七条第一項の規定による書類の提出の命令及び質問</p> <p>ニ 第二十八条の規定による資料の提供及び報告の要求</p> <p>六 職員に係る平成二十二年度等における子ども手当の支給に關する法律（平成二十二年法律第十九号）の施行に關する次のこと。</p> <p>イ 第六条の規定による子ども手当の支給資格及び額の認定</p> <p>ロ 第二十七条第二項の規定による厚生労働省令で定める事項の届出等の受理</p>
---	---------------	-----------------	--	--

<p>に改める。</p> <p>附 則</p> <p>この訓令は、公表の日から施行する。</p> <p>青森県教育委員会訓令甲第八号</p>	<p>ハ 第二十八条第一項の規定による書類の提出の命令及び質問</p> <p>ニ 第二十九条の規定による資料の提供及び報告の要求</p> <p>七 職員に係る平成二十三年度における子ども手当の支給等に關する特別措置法（平成二十三年法律第七号）の施行に關すること。</p> <p>イ 第六条の規定による子ども手当の支給資格及び額の認定</p> <p>ロ 第三十一条の規定による厚生労働省令で定める事項の届出等の受理</p> <p>ハ 第三十二条第一項の規定による書類の提出の命令及び質問</p> <p>ニ 第三十三条の規定による資料の提供及び報告の要求</p> <p>八 職員に係るへき地手当に準ずる手当及び派遣社会教育主事の特地勤務手当に準ずる手当の支給に係る認定</p>
--	--

青森県立学校の教育課程及び教材の取扱等に關する施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年四月一日

青森県教育委員会

所 轄 教 育 機 関

庁 内 一 般

出 先 機 関

青森県立学校の教育課程及び教材の取扱等に関する施行規程の一部を改正する訓令

青森県立学校の教育課程及び教材の取扱等に関する施行規程（昭和三十九年四月青森県教育委員会訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

第一号様式の（その一）中

「本校 分校 校舎 分室」	を	「本校 分校 校舎」
------------------------	---	------------------

に改め、同様式の（その二）の注を次のように改める。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

第一号様式の（その二）及び同様式の（その三）の注を次のように改める。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

第二号様式中

「本校 分校 校舎 分室」	を	「本校 分校 校舎」
------------------------	---	------------------

に改め、同様式の注を次のように改

める。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

第三号様式中

「本校 分校 校舎 分室」	を	「本校 分校 校舎」
------------------------	---	------------------

に改め、同様式の備考を次のように改

める。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

（発行者・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町一丁目番七十七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭